

令和7年度 新潟県立小出高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応

(1) いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決のため「いじめ対策委員会」を組織する。

① 委員

＜定期開催委員＞

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、スクールカウンセラー

＜拡大委員＞

関係する学級担任・部活動顧問等、同和教育・人権教育担当

＜必要に応じて要請する委員＞

学校評議員、保護者代表（PTA会長、副会長）、生徒代表（生徒会執行部） 等

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・要配慮生徒への支援方法決定 等

イ 早期発見対策

- ・アンケート調査の計画・実施と結果の分析共有
- ・情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有 等

ウ 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校全体、学年、学級への指導・支援方針
- ・被害生徒、加害生徒への指導・支援方針
- ・傍観者等への指導・支援方針
- ・保護者との連携方針
- ・県教育委員会との連携・報告
- ・関係機関との連携（必要に応じて、警察、児童相談所、福祉機関、医療機関等）
- ・地域（児童委員、民生委員等）との連携

エ 校内教職員研修

- ・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を毎年3回以上実施する。
- ・いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

③ 取組の改善

本委員会において、「新潟県立小出高等学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(2) いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときは、いじめ対策推進教員、学年部、生徒指導主事を中心に対応する。

① 調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある生徒への事実関係の聴き取り
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する。）

② 支援・指導の実施

- ・学校、学年、学級への指導・支援
- ・被害生徒、加害生徒への指導・支援
- ・傍観者等への指導・支援
- ・保護者への報告・支援・助言

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 課題未然防止教育

- ・「SNS教育プログラム」「SOSの出し方に関する授業」を計画的に実施する。
- ・インターネットのもつ利便性と危険性を機会を捉えて理解させ、情報機器の適切な使い方について指導する。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等、人との関わり方について学ぶ機会を設定する。
- ・「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

(2) 発達支持的生徒指導

① 人権が守られた学校づくりの推進

- ア 生徒ひとり一人が他人の人権の大切さを認めることができるよう、様々な場面を通して指導する。

- イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員ひとり一人が人権感覚を磨くとともに、生徒への指導に細心の注意を払う。
- ② 学級づくり及び学習指導の充実
 - ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - イ いじめをしないさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
 - ウ 「分かる授業」「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「ひとり一人の実態に配慮した授業」を目指し、ひとり一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ③ 特別活動や部活動の充実
 - ア 生命や自然を大切にすると心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動の充実を図る。
 - イ 部活動を通して生徒同士が助け合う心、他を尊重しながら高め合う態度を育てる。
- ④ 道德教育の充実
 - 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道德性を育成する。
- (3) ネットいじめへの対応
 - ① 校内でのスマートフォン等の使用は、決められた時間・決められた場所とする。
 - ② 教科情報、家庭科やLHR等を活用し、生徒ひとり一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア インターネット上に自他の個人情報をもやみに掲載しないこと。
 - イ SNSなどで他人の誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
 - ③ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。
- (4) その他
 - ① 生徒自身による働きかけ
 - ア 校内でいじめ根絶を呼びかける運動、生徒同士で悩みを相談し合う活動等、生徒の主体的な活動を推進する。
 - イ あらゆる機会を通して命の大切さ等を伝える。
 - ② 保護者・地域との連携
 - ア PTA総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
 - イ 「学校いじめ防止基本方針」は年度始に保護者に配付するとともに学校のホームページに掲載し、保護者・地域に周知する。
 - ウ 学校評価を活用し、学校組織としてのいじめの問題への取組について評価し改善を図る。
- (5) 指導上の留意点
 - ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は絶対にしない。
 - ② 発達障害等の障害がある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

3 いじめの早期発見に向けて

- (1) 早期発見のための認識
 - ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
 - ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう努める。
- (2) 早期発見のための手立て
 - ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
 - ② 毎週1回程度開催される担任会や毎月1回程度開催される学年会に情報交換の時間を設け、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
 - ③ 学校生活に関するアンケートや教育相談を計画的に実施し、実態把握に取り組む。
 - ④ 教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。
 - ⑤ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
 - ⑥ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 いじめ（またはいじめが疑われる）事案が発生した場合の対応（別紙 フロー図参照）

5 いじめの早期解決に向けて

- (1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者、いじめを伝えた生徒に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめている生徒については、その行為に至った背景や心情を十分に聴き取り、その上で、二度と繰り返さないよう「いじめは絶対に許されない」ということを理解させる。
- (2) 早期解決のための対応
いじめ対策委員会において対応方針を検討する。関係のある生徒への聴き取りや緊急アンケートは、いじめ対策推進教員、学年部、生徒指導主事が中心となって実施する。
- (3) 生徒・保護者への支援
 - ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
 - ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
 - ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
 - ④ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
 - ⑤ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
 - ⑥ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・支援に当たる。
- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせよう勇気を持つように伝える。
- (5) ネットいじめへの対応
 - ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、県教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。
- (7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて
 - ① 単に謝罪のみで解決したものとし、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
 - ② 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

6 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、必要に応じて弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校全体で行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校全体で行う。
- (4) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校全体で着実に実践する。

7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 新潟県立小出高等学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 学校生活アンケート等を集約し、随時学校の取組に対する検証や見直しを実施する。